

## ④ 児童手当現況届の提出について

令和4年度から児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出が原則不要となっています。ただし、以下①～⑥の方は、現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が黒潮町と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- ⑤18歳年度末を経過した後22歳年度末までの学生以外の子が第3子加算の算定対象となっている方
- ⑥その他、黒潮町から提出の案内があった方

この「現況届」は、毎年6月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。「現況届」の提出がないと、手当を受給できない場合があります。6月初旬に、提出が必要な方には現況届を郵送していますので、必ずご提出をお願いします。

### ◆児童手当の目的

父母そのほかの保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に手当を支給することで、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

### ◆寄附について

児童手当などの全部または一部を、町の子育て支援の事業に活かすために寄附することができます。寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに役場児童手当担当窓口へ申し出をしてください。

### ◆出生や転入などの場合は手続きが必要

出生や転入により、新たに受給資格が生じた場合や、児童手当の対象人数が変わった場合は、役場児童手当担当窓口(公務員の方は勤務先)での申請手続きが必要です。誕生日・前住所地を転出した際の転出予定日の翌日から、原則15日以内に手続きが行われなかった場合は、手当を受給できない月が発生する場合があります。また、受給者が公務員になった場合や、公務員を辞めた場合も手続きが必要です。

※必要書類については、児童手当担当窓口までお問い合わせください。

### ○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

## ⑤ 障がい児長期休暇支援事業

町では、障がい児支援の取組の一つとして障がい児長期休暇支援事業を実施しています。

夏休みなど長期休暇時に見守りが必要な子どもを対象に療育支援やレクリエーション、外出など、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

### ◆開催場所 大方誠心園

### ◆対象者

- 特別支援学級および特別支援学校在学中の方
- 在宅で生活している18歳以下の身体障害者手帳か療育手帳をお持ちの方
- 18歳以下の発達障害(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠如・多動性障害など)の方

◆利用料金 1日600円(1人当たり) ◆期間 春・夏・冬休み期間中(土日祝、年末年始を除く)

◆時間 午前8時30分～午後5時 ◆持参するもの 昼食 ※事前申込で1食315円で提供可能

◆送迎 保護者の方のご対応でお願いします。

○申し込み・お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124